

地震・建波等災害時の対応

家庭保存用

令和6年9月現在 小田原市立国府津小学校

- *在校時に震度5弱以上の地震が発生した場合、安全が確認されるまでは、**原則として児童生徒は学校で保護**します。
- *下校は、**引き取りカード登録者への引き渡し**とします。(津波警報発令中は引き渡しません。)
- *南海トラフ地震に関連する臨時情報(警戒・注意等)が発表され、大規模地震発生の可能性が高まったとされた場合、 改めて避難経路や防災備蓄等を確認

します。(児童生徒が在校中の場合は、原則として平常授業を継続しますが、状況により国や自治体等からの情報に沿って対応していきます。)

想 定 対象者	大雨・噴火等発生! 避難指示が発表された場合		震度5弱以上の地震発生! 身を守る初期行動…「落ちてこない、倒れてこない」所へすばやく移動	
時間帯				
	児童生徒	保護者	児童生徒	保護者
在校時	待機	安全を確認後 児童生徒を引き取り	身を守る!→待機 ・津波警報発令の場合、安全な階や 高台へ避難	身を守る!→児童生徒を引き取り (津波警報解除後に引き渡し)
登下校時	<mark>身を守る!</mark> →安全な場所へ <mark>避難</mark>	児童生徒の <mark>所在確認</mark>	身を守る!→安全な場所へ避難 ・津波警報発令の場合、近くの堅固な 建物の安全な階や高台へ避難	身を守る!→児童生徒の所在確認
在宅時家にいるとき	自宅待機 (状況によって避難)	児童生徒と共に行動	身を守る!→自宅待機 ・津波警報発令の場合、近くの堅固な 建物の安全な階や高台へ避難	身を守る!→児童生徒と共に行動

てはいった。くとしているとではしまします。 家族と確認しましょう!

地区 場所

じぶん **<自分の広域避難所>**

【保護者の皆様のご理解、ご協力をお願いします】

- ・日頃から家庭内で緊急時の対応(集合場所等)を話し合ってください。
- ・家庭で通学路を確認し、危険箇所(ブロック塀など)を把握してください。
- ・登下校中の発災時における判断の目安(学校に向かうか家に戻るか等)について 確認してください。
- ・発災時は電話対応が難しいことがあります。
- ・このプリントは、家庭内に必ず掲示してください。